

高知大学センター連絡調整会議規則

平成20年3月26日
規則第69号

最終改正 平成24年12月19日規則第117号

(設置)

第1条 高知大学に、国立大学法人高知大学組織規則第53条第2項の規定に基づき、高知大学センター連絡調整会議（以下「会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 会議は、各学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び保健管理センター（以下「センター」という。）の間の円滑な連携及びセンターの計画的かつ戦略的な運営を図るための連絡調整を行う。

(組織)

第3条 会議は、センターのセンター長及び所長並びに総務部長をもって組織する。

(任務)

第4条 会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの業務を担当する教員の人事の発議に関すること。
- (2) センターの組織に係る基本的事項に関すること。
- (3) センターの予算及び施設・設備の管理に関すること。
- (4) センターの教育、研究及び地域連携に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(議長等)

第5条 会議に、議長を置く。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長は、構成員の互選による。
- 4 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がこれを代行する。

(議事)

第6条 会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 構成員が都合により会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要と判断する場合には、構成員以外の者の出席を認めることができる。

(事務)

第8条 会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 高知大学センター連合教授会規則（平成16年規則第399号）は、廃止する。

附 則（平成21年5月19日規則第14号）

この規則は、平成21年5月19日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規則第103号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日規則第117号）

この規則は、平成24年12月19日から施行する。